



別紙様式第2号, (第3関係)

令和2年2月26日

奈良市議会議長 森田 一成 様

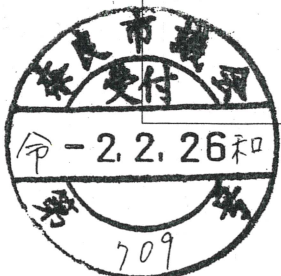
回答者 奈良市長 仲川 元 庸



### 文 書 質 問 回 答 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、議会における指摘事項等の取組状況の把握体制について</li> <li>2、深夜時間帯における医療機関利用者の交通手段の確保について</li> <li>3、大型バス等の通行による交通危険について</li> </ol>
回答内容	<p>1、議会における指摘事項等の取組状況の把握体制について</p> <p>議会において理事者から答弁、説明をさせていただいた事項の取組状況につきましては、従来、各所管課で任意の方法や様式で進捗を管理し、部内の会議等で状況を確認するなど、概ね各部で同様の対応を行っておりました。</p> <p>平成30年度に、三橋議員より全庁的な把握をするべきではないかとのご意見をいただいたことから、議会で「実施」や「検討」「調査」などを行う旨答弁をした事項について管理するための統一様式を作成し、各部が随時更新するとともに進捗を管理する体制をあらためて徹底することといたしました。各部においてこの統一様式を活用し、議会での答弁等の後、速やかに様式に入力し、進捗状況の把握に努めてきたところです。</p> <p>ご指摘の通り、この一覧表をもとに取組状況を把握し必要な対</p>



応を検討・決定することが重要であり、現在の取組状況の把握は不十分であるとのこと指摘をいただいた点については、今後、当該事項の取組状況と議会への報告状況が確認できるよう一覧表を変更し、各部署にて進捗管理がより行いやすいように改善を図ります。

また、各事項の進捗状況についての報告が十分ではないという点については真摯に受け止め、今後、必要に応じて適切な方法により議会に報告するよう徹底を図りたいと考えます。

## 2、深夜時間帯における医療機関利用者の交通手段の確保について

市内大手タクシーの深夜営業の中止につきましては、運転手の退職や高齢化のため、深夜時間帯の運転手の確保ができなくなったという理由で、平成30年10月から深夜2時から6時までの4時間の配車サービスを取りやめたと伺っております。

医療政策課が可能な範囲で情報収集を行ったところ、1事業者が24時間、深夜も営業していることが確認できましたが、文書質問票に記載されているような影響が生じることは考えられません。

そのため、医療機関に対して、治療後の患者さんの帰宅手段の確保ができるまでの間、休息のとれるスペース等を設けるなどの配慮を求めるとともに、現在深夜営業を実施されているタクシー事業者に対しては、今後も継続をお願いしてまいります。

しかしながら、深夜営業を実施していただくようタクシー事業者に協力を求めることにつきましては、深夜営業を断念された理由が運転手不足によるところが大きいことから、非常に厳しい状況であり、タクシー以外の交通手段の確保も同様であると考えております。

### 3、大型バス等の通行による交通危険について

近鉄大和西大寺駅南口付近において、大型観光バスが対向車線にはみ出しての走行や交差点での立ち往生、また歩行者の傍を高速走行するといった危険な行為が発生している件につきましては、現状把握ができておりませんでした。

市民の安全、安心を守るということにつきましては、まずは同地域を管轄する奈良西警察署に交通危険の内容を情報共有し、現場の巡回を要請したいと考えております。

バス事業者については、同駅南口が奈良出発のバスツアーの発着場所として使用されることが多いことから、奈良県バス協会を通じ、県内のバス事業者に対して、現状を通知するとともに交通規則の遵守はもとより同駅南口周辺の通行及び運転者のマナーに十分注意するよう要請したいと考えております。

さらに、今後、危険若しくは迷惑な走行をする観光バスが特定された場合は、バス事業者を指導監督する機関である国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局に対し、状況を報告するとともに危険走行等への指導を要請したいと考えております。

また、秋篠町付近において、狭隘な市道において路線バスの運転手が対向車の運転手に対して高圧的な態度で後退を迫る事例が繰り返し発生している件につきましては、本市として現状が把握できておりませんでした。

バス事業者に対して今回いただいたご意見を伝えたところ、事業者からは「バスの運行に対して地域の皆様にご理解、ご協力をいただいているおかげで安全で円滑な運行ができていると認識しており、乗務員にバスが最優先ではないことを十分に再認識させるよう指導徹底します。」との回答を得ています。

また、秋篠地区を走るバス路線について車両の対向が極めて困難な曲がり角があるにもかかわらず、大型車両または中型車両が使用されている件につきましては、バス事業者から「朝夕には40名前後の乗客の利用もあることから、現在は定員が約50名の

中型車両の幅の狭い車両での運行を行っているとのことであり、小型車両（定員約30名）への切り替えや、切り替えによる運行便数の増加は、狭隘な道路での対向回数そのものが増加することで、かえって住民の皆様にご迷惑をかけることも考えられることから、小型車両への切り替えは難しい」との回答を得ています。ただし、現在、当該路線バスの運行にあたっては、ルート上の特に狭隘な4箇所においてバス事業者によるガードマンを配置し、交通誘導を行っており、交通安全対策を行っていただいているところです。

今後も、バス事業者に対しましては、乗務員教育及び安全運行に努めていただくとともに、市としましても改善すべき事項がありましたら、適宜、事業者側に働きかけてまいりたいと考えております。

(担当部局：総合政策部 総合政策課、健康医療部 医療政策課、  
観光経済部 観光戦略課、都市整備部 都市政策課)

受理日	令和2年 2月 26日
-----	-------------